

※赤文字・下線部は前回からの追加・変更点

本町主催のイベント・会議等の考え方について（第30報）

新型コロナウイルス感染症については、年明け頃から全国的に、より感染力が強いとされる変異株などの影響により、いわゆる“第6波”と言われる感染拡大の傾向にあり、連日、1日あたりの新規感染者数は、過去最多を更新しています。これを踏まえて、宮城県は、2月1日から28日までの間、県民等に『緊急特別要請』を行い、感染急増の抑制と社会活動の維持を目指すこととしました。

本町においては、感染者が確認されて以降これまで、いわゆる「クラスター」と呼ばれるような集団的・爆発的な感染拡大は見られないものの、断続的に、陽性が判明した方が確認されるなど、依然として予断を許さない状況は続いており、『新しい生活様式』の実践を含めた、個人の感染予防・感染拡大予防対策が、引き続き、強く求められる状況にあります。

このことから、国・県の基本方針や、国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提言等を踏まえ、当面の間、下記の方針で対応することとし、患者発生状況や国・県の動向等を踏まえ、適宜、見直しを行います。

記

1. 町主催のイベント・行事・会議等について

【基本的な考え方】

- ①屋内・屋外ともに、5,000人又は収容定員の50%以内を上限としたうえで、大声の有無や「感染防止安全計画」の策定状況により、人数や収容率を引き上げることを可能とする。ただし、基準に合致する場合であっても、開催・実施にあたっては、特に慎重に判断すること。
- ②感染リスクへの対応が十分に整わないイベント等については、原則として、中止又は延期、方式の変更等を含め、慎重な対応をすること。

【開催する場合の留意事項】

- ・会場及び待合場所等における“3つの密（密閉・密集・密接）”を徹底して回避する
- ・人との人と間隔をできるだけ2mを目安に確保する
- ・大声での発声、歌唱や声援又は近接した距離での会話等がされないよう留意する
- ・参加者の名簿を作成し、連絡先等を把握しておく
- ・イベント等の前後や休憩時間などの交流等を極力控えるよう呼びかける
- ・風邪のような症状がある者は参加を控える（事前に伝える）
- ・2週間以内に海外（感染流行国）又は国内の感染流行地域へ旅行・出張した者には、参加を控えていただくよう事前に周知することを検討する
- ・高齢者や基礎疾患がある者は人混みをできる限り避ける
- ・**不織布マスクの着用徹底**及び咳エチケットの励行を呼びかける
- ・手洗いの徹底
- ・会場の入り口等に手指消毒液を設置
- ・こまめに換気を行う（1～2時間ごとに5～10分）
- ・入場者の制限や誘導
- ・観客等が大声を発さないもので、5,000人を超えかつ施設収容率が50%を超えるものについては、「感染防止安全計画」を策定し宮城県に提出する
- ・厚生労働省が提供する接触確認アプリを導入するよう呼びかける

○会議（審議会、説明会等）について

- ・実施規模縮小を検討するほか、感染予防対策を徹底すること。
- ・ウェブ会議を積極的に活用すること。

2. 町主催以外のイベント・行事・会議等について

- ・町の施設を使用する場合は、町主催のイベント等の開催基準・留意事項等に準じる。
- ・町の施設を使用しない場合も、町主催のイベント等の開催基準・留意事項等に準じて実施する旨を呼びかける。
- ・全国的又は参加者が1,000人を超えるものについては町との事前協議を行うよう呼びかける。その際、主催者より「感染防止安全計画」等の作成・提出を求める。
- ・厚生労働省が提供する接触確認アプリを導入するよう呼びかける

3. 町立小中学校の対応等について

- ・行事等：感染予防対策を十分に講じるとともに、一部行事における参加人数の限定を行う。
- ・部活動：2月1日から28日までの間、休止する。
- ・施設開放：学校体育館・校庭等は、2月1日から28日までの間、貸出を行わない。
- ・スポーツ少年団・クラブ等の活動についても、2月1日から28日までの間、活動を休止するよう要請する。

4. 施設等の臨時休館・利用制限について

屋内運動施設・屋外運動施設は、2月1日から28日までの間、貸出を行わない。
各公民館等においては、会議のみの貸出とする。

また、町内各施設においては、利用者に対し、マスク着用・手指消毒・入場の制限・名簿の作成（連絡先の把握）の徹底・関係団体が示すガイドライン等の遵守を呼びかけるほか、施設内の定期的な換気及び消毒などを実施し、感染予防・感染拡大予防対策を徹底する。

また、各施設の規模・様態等に応じ、適宜、利用等に関する調整を行うとともに、状況によっては措置の見直しを行うこととする。

5. 感染者発生に伴う確認事項について

新型コロナウイルス感染症が、誰もが感染する可能性があることを踏まえ、次の事項を改めて確認し、町民の方々に対する啓発を強化することとする。

- 罹患された方・その関係者等に対する差別・誹謗中傷等を発生させないこと
- くれぐれも不確かな情報や偏見などに惑わされないこと
- 日頃からお互いに相手を思いやり冷静に行動すること

6. 本町の対応状況

令和2年	2月	3日	臨時庁議（緊急課長会議）	新型コロナウイルス感染症について	他
		2月18日		「亘理町新型コロナウイルス感染症対策本部」設置（任意）	
			第1回対策本部会議	感染予防策の考え方について	他
		2月26日	第2回対策本部会議	国内の感染状況、町各種対策について	他
		2月28日	第3回対策本部会議	町イベント・会議等の考え方について	他
		3月2日	第4回対策本部会議	県内感染者発生、町公共施設の休館等について	他
		3月16日	第5回対策本部会議	国の緊急対応策、町行動計画について	他
		3月25日	第6回対策本部会議	町職員行動指針について	他
		3月26日	第7回対策本部会議	国内情勢、町各種対策について	他

	4月 1日	第8回対策本部会議	町各種対策について 他
	4月 7日	新型インフルエンザ等対策特措法に基づく緊急事態宣言を政府が発令 これを受け特措法に基づく対策本部へ移行（法定設置）	
	4月 8日	第9回対策本部会議	町各種対策について 他
	4月24日	第10回対策本部会議	特別定額給付金（仮称）について 他
	5月 7日	第11回対策本部会議	「緊急事態宣言」の期間延長について 他
	5月19日	第12回対策本部会議	「緊急事態宣言」解除に伴う対応について 他
	6月24日	第13回対策本部会議	町各種対策について 他
	7月16日	第14回対策本部会議	「みやぎアラート」の運用について 他
	8月18日	第15回対策本部会議	町各種対策（事業等）について 他
	11月 7日	第16回対策本部会議	町内での感染者発生に伴う対応について 他
	11月10日	第17回対策本部会議	町内での感染者発生に伴う対応について 他
令和3年	2月24日	第18回対策本部会議	ワクチン接種に関する体制等について 他
	3月19日	第19回対策本部会議	県独自「緊急事態宣言」に係る対応について 他
	4月 5日	第20回対策本部会議	「まん延防止等重点措置」への対応について 他
	4月28日	第21回対策本部会議	「まん延防止等重点措置」期間延長について 他
	5月11日	第22回対策本部会議	「リバウンド防止徹底期間」の対策について 他
	5月31日	第23回対策本部会議	県独自「緊急事態宣言」の延長について 他
	7月16日	第24回対策本部会議	町内の感染者の状況について 他
	8月18日	第25回対策本部会議	「まん延防止等重点措置」への対応について 他
	8月25日	第26回対策本部会議	町各種対策（事業等）について 他
	9月10日	第27回対策本部会議	「まん延防止等重点措置」への対応について 他
	10月20日	第28回対策本部会議	各種経済支援対策事業について 他
令和4年	1月31日	第29回対策本部会議	宮城県「緊急特別要請」への対応について 他

7. その他

- ・災害発生時においては、避難所を開設した際に、避難者の感染リスクを最大限に回避するため、感染症の拡大が収束するまでの間、下記のとおり避難方法を変更する。
 - ①災害が発生し、避難所施設に到着した際にも、避難者の『密集』を防ぐとともに、健康状態の確認を踏まえた避難誘導を行うための体制を確立するため、直ちに施設を開設せず、待機していただくことを呼びかける。
 - ②体育館に限らず、各教室等も使用して、可能な限りの分散避難を実施する。また、衛生環境に配慮した導線確保のため、立入禁止区域を設定するなど、施設内の利用制限についても、ご協力いただく。
 - ③施設の状況や避難者の健康状態等により、一時的に車内待機の時間を設けるなどの必要が生じることから、町職員・教職員など現地の係員の指示にご協力いただく。